

平成 31 年 4 月 25 日

### 改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画を認定 ～九州初！三種複合型総合効率化計画～

国土交通省は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）第 4 条第 1 項の規定により、ダイハツ九州株式会社を代表とする 2 者から申請のありました総合効率化計画 1 件を認定しました。

この計画は、モーダルシフトに加え、輸送網の集約、共同輸配送も含んだ複合型の物流効率化であり、九州では初めての認定となります。

国土交通省では、物流産業における労働力不足への対応や環境負荷低減への取組みを進めるため、平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（物流総合効率化法）」に基づき、物流関係者が連携して物流の総合化・効率化を推進する取組みを幅広く支援しています。

今回認定した総合効率化計画は、九州内で販売する自動車補給部品の輸送について、全区間トラックによる陸上輸送から長距離フェリー航路を利用した海上輸送へ転換するとともに、大分県に新たに部品センターを設けて、輸送網の集約、共同輸配送を行うことで、不必要な横持ちの解消が実現される取組みです。

この取組みによって、二酸化炭素排出量が削減されるとともに、トラックドライバーの運転時間削減などの労働環境改善の効果が期待されます。

#### 【事業概要】

- 事業者名  
ダイハツ九州株式会社  
青木運輸倉庫株式会社
- 輸送品目  
自動車補給部品
- 総合効率化計画の認定日  
平成 31 年 4 月 25 日（木）
- 事業の詳細  
別紙参照



#### 物流総合効率化法「認定マーク」

- ・ WはWin-Winを図案化し、荷主と物流事業者が大きく展開していくことを表します。
- ・ 二つの流れが交差し、ダイナミックに展開する物流の姿を表します。
- ・ 事業者同士が腕を組んだ姿（協力や協調）も含み、青と緑は、空（きれいな空気）、自然（環境への配慮）を表します。

#### <お問い合わせ先>

九州運輸局 交通政策部 環境・物流課  
担当：中山（なかやま）、淵上（ふちがみ）  
電話：092-472-3154  
FAX：092-472-2316

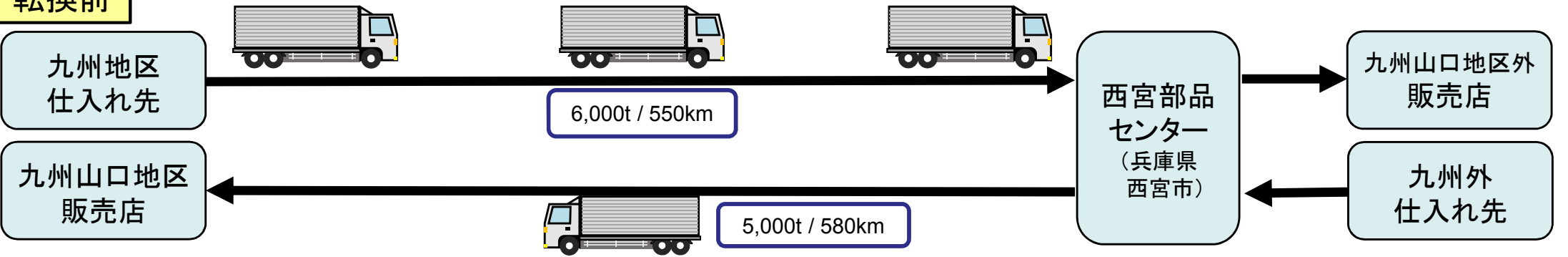
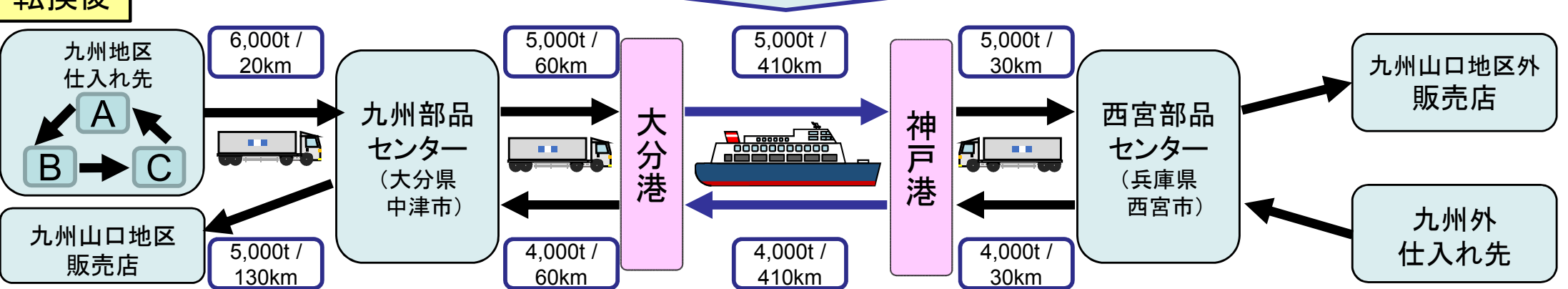


**【事業概要】九州～関西間の自動車部品輸送の効率化並びに船舶(フェリー)輸送への転換**
**実施主体**

 ダイハツ九州株式会社  
 青木運輸倉庫株式会社

**事業内容**

九州内で販売される自動車補給部品の輸送について、従来は陸送にて兵庫県の部品センターへ納入したうえで販売していたところ、九州(大分県)にも部品センターを設けることで、 unnecessary 横持ちの解消ならびにモーダルシフトを実現

**転換前**

**転換後**

**特徴**

- 新たなストックポイントの開設による横持ちの解消
- モーダルシフトによるCO<sub>2</sub>排出量削減

**効果**

- CO<sub>2</sub>排出削減量 760.9t-CO<sub>2</sub>/年 (65.0%削減)
- ドライバー運転時間省力化59,760時間/年 (83.0%削減)

※計画の前後で変更がないので計算には含めず